

令和4年10月支給分からの 児童手当制度が**一部変更**になります。

1 現況届の提出が不要になります

⇒毎年6月に提出していた現況届が不要になります。

※一部の受給者については引き続き提出が必要です。

(1) アをご確認ください。

2 特例給付の支給に係わる所得上限限度額が設けられます

⇒所得額により特例給付の支給がされない場合があります。

(1) 現況届の省略について

ア 令和4年現況届から受給者の現況を公簿等で確認することで、
現況届の提出を不要とします。

※ただし次の受給者は、引き続き現況届の提出が必要です。

- ・配偶者からの暴力等による避難のため、住民票と居住地が異なる場合
- ・支給要件児童の戸籍や住民票がない場合
- ・離婚協議中で配偶者と別居している場合
- ・法人である未成年後見人、施設等受給者（里親含む）の場合
- ・その他、秋田市から提出の案内があった場合

イ 以下の変更事項があった場合は、届出が必要です。

- ・児童を養育しなくなったとき
- ・受給者、配偶者または児童の住所が変わった（他の市区町村への転出や海外転出を含む）とき
- ・受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき
- ・一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がいなくなったとき
- ・受給者の加入する年金が変わった（受給者が公務員になった等）とき
- ・離婚協議中の受給者が離婚をしたとき

※届出が遅れた場合、返還金が生じることがありますのでご注意ください。

裏面に続きます。ご覧ください。

(2) 所得制限の上限について

令和4年10月支給分から、児童を養育している方の所得が表1の②以上の場合、**児童手当等は支給されません。**

※児童手当等が支給されなくなったあとに所得が②を下回った場合、改めて認定請求書の提出等が必要となりますので、ご注意ください。

扶養親族等の数 (カッコ内は例)	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入額の 目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の 目安 (万円)
0人 (前年末に児童が生まれていない場合等)	622	833.3	858	1071
1人 (児童1人の場合等)	660	875.6	896	1124
2人 (児童1人 + 年収103万円以下の配偶者の場合等)	698	917.8	934	1162
3人 (児童2人 + 年収103万円以下の配偶者の場合等)	736	960	972	1200
4人 (児童3人 + 年収103万円以下の配偶者の場合等)	774	1002	1010	1238
5人 (児童4人 + 年収103万円以下の配偶者の場合等)	812	1040	1048	1276

児童の年齢	児童手当の額 (1人当たり月額)
3歳未満	一律15,000円
3歳以上 小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円

児童を養育している方の所得が、
・表1の①(所得制限限度額)未満の場合、表2の支給額を支給します。
・表1の①以上②(所得上限限度額)未満の場合、法律の附則に基づく特例給付(児童1人当たり月額5,000円)を支給します。

・表2中の「第3子」とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降の児童のことです。

※ 扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族(里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。以下、「扶養親族等」といいます。)並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。扶養親族等の数に応じて、限度額(所得額ベース)は、1人につき38万円(扶養親族等が同一生計配偶者(70歳以上の者に限ります。))又は老人扶養親族であるときは44万円を加算した額となります。

※ 「収入額の目安」は、給与収入のみで計算していません。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

よくあるお問い合わせ

問 所得が上限額を超過し、令和4年6月分から児童手当・特例給付が対象外となりましたが、その後所得更正(扶養人数増含む)を行いました。改めて申請は必要ですか。

回答 必要です。子ども総務課または各市民サービスセンター(中央・東部・南部別館を除く)で手続きを行ってください。

お問い合わせ先

秋田市役所子ども未来部 子ども総務課 給付・支援担当(本庁舎2階)

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号 電話 018(888)5689